

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和2年4月23日（木）

午前10時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

議案第27号 さいたま市就学支援委員会委員の任命について[非公開案件]

議案第28号 議決事項の一部変更について（さいたま市立与野本町小学校校舎（②棟・⑥棟）大規模改修（建築）工事請負契約）[非公開案件]

3 そ の 他

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

4 閉 会

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

地方公務員法第23条の2の規定に基づく、市長との協議の回答を別紙のとおり報告する。

令和2年4月23日提出

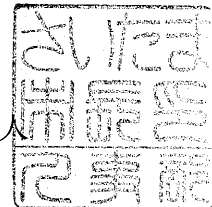
さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

(写)

総人第4129号
令和2年3月31日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人



人事評価に関する要綱の協議について (回答)

令和2年3月30日付けで協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

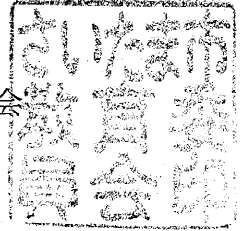
担当 佐藤

(写)

令和2年3月30日

さいたま市長 様

さいたま市教育委員会



人事評価に関する要綱の協議について

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

別紙1

さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第23条の2第2項の規定に基づき、教育委員会が実施する職員（さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員を除く。）の人事評価（法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(被評価者の範囲)</p> <p>第3条 人事評価を受ける職員（以下「被評価者」という。）の範囲は、任命権者の任用に係る一般職の職員であって、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) 評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）において勤務実績が3月未満の職員（<u>会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。第14条において同じ。）を除く。</u>）</p> <p>(2) 前号に掲げる職員のほか、総括責任者が別に定める職員</p> <p><u>(会計年度任用職員の人事評価)</u></p> <p>第14条 <u>会計年度任用職員の人事評価の実施の方法等については、第4条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、総括責任者が別に定める。</u></p> <p>第15条 [略]</p> <p>第16条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定に基づき、教育委員会が実施する職員（さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員を除く。）の人事評価（<u>同法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。</u>）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(被評価者の範囲)</p> <p>第3条 人事評価を受ける職員（以下「被評価者」という。）の範囲は、任命権者の任用に係る一般職の職員であって、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) 評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）において勤務実績が3月未満の職員</p> <p>(2) <u>臨時的任用職員</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる職員のほか、総括責任者が別に定める職員</u></p> <p>第14条 [略]</p> <p>第15条 [略]</p>

第17条 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

第20条 [略]

別表第1 (第7条関係)

評価者等 被評価者	第1次 評価者	第2次 評価者	調整者
[略]			
[略]			
課・室・館・所 長、参事、次 長、その他上記 相当職	[略]		
[略]			

[略]

様式第1号

(年度) 能力評価シートⅠ [管理職用]
[略]

様式第2号

(年度) 能力評価シートⅡ [行政職用]
[略]

様式第3号

(年度) 能力評価シートⅢ [行政職用]
[略]

様式第4号

(年度) 能力評価シートⅡ [保育・医療職
用]
[略]

様式第5号

(年度) 能力評価シートⅢ [保育・医療職
用]
[略]

様式第6号

(年度) 能力評価シート [技能職用]
[略]

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

別表第1 (第7条関係)

評価者等 被評価者	第1次 評価者	第2次 評価者	調整者
[略]			
[略]			
課・室・館・所 長、参事、次 長、 <u>参与</u> 、その 他上記相当職	[略]		
[略]			

[略]

様式第1号

(平成 年度) 能力評価シートⅠ [管理職用]
[略]

様式第2号

(平成 年度) 能力評価シートⅡ [行政職用]
[略]

様式第3号

(平成 年度) 能力評価シートⅢ [行政職用]
[略]

様式第4号

(平成 年度) 能力評価シートⅡ [保育・医療
職用]
[略]

様式第5号

(平成 年度) 能力評価シートⅢ [保育・医療
職用]
[略]

様式第6号

(平成 年度) 能力評価シート [技能職用]
[略]

(写)

様式第7号 (年度) 業績評価Ⅰシート [略]	様式第7号 (平成 年度) 業績評価Ⅰシート [略]
様式第8号 (年度) 業績評価Ⅱシート [略]	様式第8号 (平成 年度) 業績評価Ⅱシート [略]
様式第9号 (年度) 業績評価Ⅲシート [略]	様式第9号 (平成 年度) 業績評価Ⅲシート [略]
様式第10号 (年度) 再任用職員の人事評価シート【フルタイム勤務を除く】 [略]	様式第10号 (平成 年度) 再任用職員の人事評価シート 【フルタイム勤務を除く】 [略]

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別紙 2

さいたま市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2の規定に基づき、市教育委員会職員（さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。）における標準的な職及び標準職務遂行能力（<u>同法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力をいう。以下同じ。</u>）に関し定めるものとする。</p> <p>(標準的な職及び標準職務遂行能力)</p> <p>第2条 <u>標準的な職及び標準職務遂行能力</u>は次の表のとおりとする。</p> <p>[略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2の規定に基づき、市教育委員会職員（さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員を除く。）における標準的な職及び標準職務遂行能力に関し定めるものとする。</p> <p>(標準的な職及び標準職務遂行能力)</p> <p>第2条 <u>職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力（「標準職務遂行能力」という。以下同じ。）</u>は次の表のとおりとする。</p> <p>[略]</p>

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。